

農業集落排水処理施設使用料

回覧

みなさんの家庭の宅内排水設備工事が完了し、排水施設の使用を開始すると、農業集落排水処理施設使用料（以下「使用料」と表記します。）をお支払いいただきます。

使用料は、排水施設を良好な状態に保つため、処理場の運転経費や汚泥の処分費、排水管の清掃・修理費など、維持管理費用にあてられます。

1 か月分の使用料

使用料の額は、基本料金と人員割料金の合計額となります。

使用区分	使用料の月額(消費税込み)	
	基本料金	人員割料金
一般住宅	1 世帯当たり 2,640円	世帯員 1 人当たり 550円
店舗、店舗兼住宅 及び事務所兼住宅	1 店舗又は 1 世帯当たり 3,300円	世帯員又は 換算処理人員 1 人当たり 550円
団体及び事業所	1 団体又は 1 事業所当たり 4,950円	換算処理人員 1 人当たり 550円
旅館及びホテル	1 施設当たり 11,000円	換算処理人員 1 人当たり 550円

(備考) 換算処理人員とは、申告に基づく排水処理対象人員又は面積に業務形態に応じて市長が別に定める調整率を乗じて得た人員をいいます。

使用料のお支払い

使用料は『2か月分』を口座振替、または納付書にてお支払いいただきます。納期限は、保土原・泉田を除く須賀川地域は奇数月の月末、保土原・泉田・長沼・岩瀬地域は偶数月の月末となります。（水道料金のお支払い時期と同様です）

計算例 一般住宅（5人家族の場合）

基本料金 2,640円
人員割料金 2,750円（550円×5人）
計 5,390円（うち消費税490円）
2か月分の使用料 5,390円×2か月＝10,780円（うち消費税980円）
※リフォーム、工事等でご利用の際は裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

使用開始・休止した月の使用料

- 使用日数が1～15日まで 半月分（（基本料金＋人員割料金）×0.5か月分）
- 使用日数が16日以上 1か月分（（基本料金＋人員割料金）×1か月分）

※日割計算にはなりませんので、ご注意ください。

- 使用開始日によっては、初回のご請求が2.5か月分や3か月分になる場合があります。

世帯員数の変更

●住民異動に伴う変更

人員割料金の世帯員数は、4月1日現在における住民基本台帳に基づき認定されています。転入、転出、転居、出生、死亡により世帯員数が変更となる場合は、住民票異動届を提出すると使用料も変更となります。

※ご連絡いただいた翌月から、使用料の額が変わります。

●住民基本台帳と異なる変更(年度毎申請が必要)

住民基本台帳と実際にお住まいの住所が異なる場合は、以下の添付資料の提出が必要となります。提出のない場合は、住民基本台帳どおりの世帯員数となります。

1. 大学修学等

添付資料 在学証明書(写)、学生証明書(写)、学生証(写)、入寮証明書(写)等

2. 入院等(6か月以上入院、または今後も長期にわたり入院が見込まれる場合)

添付資料 入院証明書(写)、病院等の直近の領収書(写)等

3. 転勤等

添付資料 在籍証明書(写)、または勤務地証明書(写)(会社の任意様式)、アパート契約書(写)、契約者と居住地明記の電気・水道等公共料金の直近の領収書(写)

4. 施設入所等

添付資料 入所証明書(写)、入所等の直近の領収書(写)等

※ご連絡いただいた翌月から、使用料の額が変わります。

お問 合 せ 先

水道お客さまセンター(料金関係)
〒962-8601 須賀川市八幡町135

☎0248-63-7111
(土日祝を除く9:00~16:00)